

別表（第3条関係）

経費区分		補助事業の対象となる経費
賃金		団体の構成員に対するものは対象外とする。
報償費		講演会等に係る講師への報償費は、1回につき3万円を上限とし、複数回行う場合は合計10万円までを対象とする。ただし、団体の構成員に対するものは対象外とする。
旅費		講演会等に係る講師旅費（飲食に係るものを除く。）は、実際に要した金額の範囲内について対象とする。ただし、団体の構成員に対するものは対象外とする。
需用費	消耗品費	紙、プリンタインク、文具、写真代等の消耗品
	燃料費	事業実施に必要な機械器具等の燃料代
	食糧費	懇親会及び団体の構成員に対するものは対象外とする。
	印刷製本費	チラシ・パンフレットの作成に係る印刷費（デザイン・レイアウトを含めた外部発注費用等を含む。）、コピー代等
	修繕費	団体の施設及び既存の備品の修繕等に係る経費は対象外とする。
役務費	通信運搬費	切手代その他の郵送料。ただし、電話、FAX、インターネット等の通信料は対象外とする。
	広告料	チラシ等の新聞折込料、広告掲載費等
	保険料	イベント保険、ボランティア保険等
委託料		作業等を外部に委託する必要が認められないものは対象外とする。
使用料及び賃借料		会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料又は損料。ただし、団体が所有し、又は賃貸する施設に係る使用料は対象外とする。
原材料費		各種啓発のための資材、調理実習の食材（販売を目的とするものは、対象外）その他事業の実施に必要な資材の購入費
備品購入費		事業実施の上で必要不可欠なものに限り対象とし、団体の通常業務にも使用可能なものは対象外とする。